

2025.8.1～

地域密着型特別養護老人ホーム サンシャイン大森

ユニット型個室(定員:20床)

第4段階
(住民税課税で1割負担の方)
(住民税非課税だが、食費及び部屋代の軽減対象(介護保険負担限度額認定要件)に該当しない方)

	介護費 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 介護費 月額算定加算※ 含む(円)	食事代 (1 日分)	部屋代 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 自己負担額の合計
要介護3	9,640	331,430	1,850	2,066	150,623
要介護4	10,370	356,400	1,850	2,066	153,120
要介護5	11,070	380,340	1,850	2,066	155,514

第4段階 (2割負担の方)

	介護費 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 介護費 月額算定加算※ 含む(円)	食事代 (1 日分)	部屋代 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 自己負担額の 合計
要介護3	9,640	331,430	1,850	2,066	183,766
要介護4	10,370	356,400	1,850	2,066	188,760
要介護5	11,070	380,340	1,850	2,066	193,548

第4段階 (3割負担の方)

	介護費 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 介護費 月額算定加算※ 含む(円)	食事代 (1 日分)	部屋代 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 自己負担額の合計
要介護3	9,640	331,430	1,850	2,066	216,909
要介護4	10,370	356,400	1,850	2,066	224,400
要介護5	11,070	380,340	1,850	2,066	231,582

介護費(1日分)内訳

○介護福祉施設サービス費		○日常生活継続支援加算(Ⅱ)		460円
要介護3	8280円	○夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ		610円
要介護4	9010円	○看護体制加算(Ⅰ)イ		120円
要介護5	9710円	○個別機能訓練加算(Ⅰ)		120円
		○精神科医療養指導加算		50円

地域密着型の特別養護老人ホームとは

原則として施設がある山形市に住民票がある方だけに利用が限定されています。

※ 介護費(1日分)は、厚生労働大臣が定める基準による額であり、介護保険分を合わせた額となります。実際にお支払いいただく料金は、記載額の1割分となります。(一定以上の所得者のみ2～3割負担)

※ 左記の料金の他に、医療費、薬代、その他随時発生 of 雑費(口腔衛生用品、散髪代や嗜好品購入費)が別途発生します。

※ 入所後の洗濯は全て施設で行います。紙パンツや紙おむつ、尿取りパットが必要な場合は施設でご用意いたします。(別途料金負担はありません)

※ 月額算定加算内訳 こちらは月1回のみ算定される加算です。

○ADL維持等加算(Ⅱ)※1	600円
○科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500円
○褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)※2	130円
○個別機能訓練加算(Ⅱ)	200円
○生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 食費居住費を除く料金へ加算14%	

※1 利用者の状況により、ADL維持等加算(Ⅰ)が算定される場合があります。(300円/月)

※2 利用者の状況により、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)が算定される場合があります。(30円/月)

地域密着型特別養護老人ホーム サンシャイン大森

2025.8.1～

入所者の食費及び部屋代の軽減対象
(介護保険負担限度額認定)となる要件

- ①入所者本人の住民税が非課税であること
- ②配偶者の住民税が非課税であること
- ③右の表の利用者負担段階ごとに、預貯金等（現金や有価証券も含む）の総額が（配偶者がいる方は夫婦で）上限を超えていないこと。

※ 介護費（1日分）は、厚生労働大臣が定める基準による額であり、介護保険分を合わせた額となります。実際にお支払いいただく料金は、記載額の1割分となります。（一定以上の所得者のみ2～3割負担）

本人の収入	利用者負担段階	預貯金等の上限
生活保護を受給している方 または老齢福祉年金を受給している方	1段階	単身：1,000万円 夫婦：2,000万円
年金の収入金額※＋合計所得金額の合計額が80万円以下の方	2段階	単身：650万円 夫婦：1650万円
年金の収入金額※＋合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	3段階①	単身：550万円 夫婦：1,550万円
年金の収入金額※＋合計所得金額の合計額が120万円を超える方	3段階②	単身：500万円 夫婦：1,500万円

※課税年金及び非課税年金（遺族年金・障害年金等）の合計額になります

第1段階 ユニット型個室

	介護費 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 介護費 月額算定加算※ 含む(円)	食事代 (1 日分)	部屋代 (1 日分)	1ヶ月(30日)あたりの自己 負担額の合計
要介護3	9,640	331,430	300	880	68,543
要介護4	10,370	356,400	300	880	71,040
要介護5	11,070	380,340	300	880	73,434

第3段階① ユニット型個室

	介護費 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 介護費 月額算定加算※ 含む(円)	食事代 (1日分)	部屋代 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの自 己負担額の合計
要介護3	9,640	331,430	650	1,370	93,743
要介護4	10,370	356,400	650	1,370	96,240
要介護5	11,070	380,340	650	1,370	98,634

第2段階 ユニット型個室

	介護費 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 介護費 月額算定加算※ 含む(円)	食事代 (1 日分)	部屋代 (1 日分)	1ヶ月(30日)あたりの自己 負担額の 合計
要介護3	9,640	331,430	390	880	71,243
要介護4	10,370	356,400	390	880	73,740
要介護5	11,070	380,340	390	880	76,134

第3段階② ユニット型個室

	介護費 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの 介護費 月額算定加算※ 含む(円)	食事代 (1日分)	部屋代 (1日分)	1ヶ月(30日)あたりの自 己負担額の合計
要介護3	9,640	331,430	1,360	1,370	115,043
要介護4	10,370	356,400	1,360	1,370	117,540
要介護5	11,070	380,340	1,360	1,370	119,934

介護費(1日分)内訳

○介護福祉施設サービス費			
		○日常生活継続支援加算(Ⅱ)	460円
要介護3	8280円	○夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	610円
要介護4	9010円	○看護体制加算(Ⅰ)イ	120円
要介護5	9710円	○個別機能訓練加算(Ⅰ)	120円
		○精神科医療養指導加算	50円

※月額算定加算内訳 こちらは月1回のみ算定される加算です。

○ADL維持等加算(Ⅱ)※1	600円
○科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	500円
○褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)※2	130円
○個別機能訓練加算(Ⅱ)	200円
○生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円
○介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 食費居住費を除く料金へ加算14%	

※1 利用者の状況により、ADL維持等加算(Ⅰ)が算定される場合があります。(300円/月)

※2 利用者の状況により、褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)が算定される場合があります。(30円/月)